

サウジアラビアにおける税制と国家財政

—企業への所得税課税とザカートの賦課—

福田 安志

- I はじめに
- II 所得税制の開始
- III サウジアラビアにおけるザカートの徴収
- IV 国家財政における石油収入と税収
- V 税制の問題
- VI おわりに

I はじめに

サウジアラビアにおける税制は、他の国には見られない独特な構造を持っている。このため、サウジアラビアについて紹介した文献などでは、しばしば、サウジアラビアは税金のない国でありサウジ人とサウジ企業からは税金は徴収されていない、などと紹介されることがある。

しかし、こうした認識は正確ではない。税制についてのサウジアラビア政府の立場は、制度上は、サウジ人とサウジ企業から「税金」を徴収しているとするものである。この「税金」とはザカート（ザカー）^(注1)のことである。

サウジアラビアにいる外国人と外国企業は、税法の上では、所得税の課税対象になることが定められている。サウジアラビア政府は、

この所得税とザカートの双方を公租として位置づけており、「サウジアラビアでは、サウジ人・サウジ企業および外国人・外国企業は両者とも課税の対象になっており、外国人と外国企業には所得税が課税され、サウジ人とサウジ企業にはザカートが課税されている」とする立場をとっている。「外国人と外国企業には所得税が課せられているが、サウジ人とサウジ企業は無税である」のではないのである。

ザカートはイスラームの教えによって定められた重要な徳目の一であり、通例「喜捨」あるいは「救貧税」と訳されている。その支払いはイスラーム教徒の義務とされているが、サウジアラビア以外の国では、実際には、その拠出は当人の自発的な意思に委ねられており、一般的にはお布施的なものとして理解されている。サウジアラビアでは、このザカートが法律（勅令）で公租として位置づけられ、サウジ人とサウジ企業から徴収されることになっているのであるが、ザカートについてお布施的なものとする一般的な理解もあり、サウジ人とサウジ企業は無税であると受け取られることがあるのである。

ザカートと所得税から成る独特な税制の構造は、様々な問題を生んでいる。例えば、外

資に対する所得税の率はザカートの率と比べ高率になっているが、そのため、ザカートと所得税からなる税制の二重構造は外資にとって不利と考えられており、外資の投資を促進する上で障害となっている。また、ザカートの率はイスラーム法で低率に定められているが、そのため、ザカートを軸とした税制の下では政府の税収は低額にとどまっている。このため、石油収入に大幅に依存した状態から脱却できないなど、財政構造に大きな歪みを生んでいる。将来的にも、ザカートを公租として位置づけている限り、二重課税の問題があるので、サウジ人とサウジ企業に対する所得税の課税は難しく、税制の改革は困難であろう。

このようにザカートと所得税から成るサウジアラビアの税制は、財政上あるいは経済開発を進める上で、様々な問題点を持っている。本稿では、こうしたサウジアラビアの税制について、その制度と問題点について検討する。

II 所得税制の開始

はじめに、現代のサウジアラビアの税制について、企業や個人に関わる主要な税としては、どのような税があるのか整理しておこう。

まず、石油会社を別にすると、サウジ人とサウジ企業(サウジ資本100%，以下同様)^(注2)に対しては、制度上は、ザカートが課せられることになっている。サウジ人とサウジ企業からは、所得税など、その他の税は徴収されていない。一方で、サウジアラビアで操業する外国企業とサウジアラビアに住む外国人は、

第1表 税制上の賦課の区分

ザカート	サウジ人
	サウジ企業
所得税	合弁企業 サウジ人の持ち分
	合弁企業 外国資本の持ち分
	外国企業
	外国人

(出所) 筆者作成。

制度上は、所得税が課税されることになっている。外資との合弁企業の場合は、課税対象のサウジ側の持ち分相当分に対してはザカートが課せられ、外資の持ち分相当分は所得税の課税対象となる。外国人個人に対する所得税の課税は、現在では、個人事業所得、報酬などに対し課税されており、給与所得には課税されていない。

ザカートと所得税以外の税としては、関税が挙げられる。消費税制度が存在しないサウジアラビアでは、ほとんどの消費財が輸入されている現状の下、関税は、事実上、消費税に類似した役割も果たしてきた。その他にもいくつか、税や、あるいは料金・手数料の類が徴収されているが、企業や個人に関わるものとしては、以上のザカート、所得税、関税の三つの税が主要な税である^(注3)。土地税や消費税は、サウジ人・サウジ企業、外国人・外国企業のどちらについても、制度上存在していない。

サウジ人・サウジ企業、外国人・外国企業に対するザカートと所得税の課税を整理すると、第1表のようになる。制度上は、大きく分けて、サウジ人、サウジ企業、合弁企業のサウジ人の持ち分に対してはザカートが課せられ、外国人、外国企業、合弁企業の外資持ち分に対しては所得税が課せられており、サ

ウジ人・サウジ企業などと外国人・外資の間に、課税面で区別が設けられている。

サウジアラビアでは、歴史上は、もともと、国家の財政はザカートを中心にして組み立てられてきた。ザカートの徴収を軸とした歳入構造は、18世紀半ばに、現在のサウジアラビア王国の元になる第一次サウード朝が始まった時以来続けられてきた。所得税の徴収が始まり、ザカート、所得税、関税から成る現在の構造に変わったのは、1950～51年に行われた税制改革でサウジアラビアで所得税が導入された時のことである。

所得税 (income tax, darība al-dakhl) の制度は、法的には、1950年に発布された国王の勅令（勅令No.17/2/28/3321）によって始まった。それは、サウジアラビアで原油を採掘していた石油会社から、ロイヤリティ（利権料）とは別に、より多くの資金を徴収することを主な目的として始まったものであるとされる。

サウジアラビアの石油開発はアラムコなど主にアメリカ系の石油会社の手で進められたが、ロイヤリティの値上げをせずに所得税導入の形をとったのは、主要な理由としては、アメリカ国内の税制に関わる問題が背景にあった。アメリカの税法では、二重課税防止措置があるため、多額のロイヤリティを支払うより、サウジアラビア政府に所得税を支払い、その分アメリカ国内で控除を受けたほうが有利な仕組みになっていたからである。ロイヤリティは経費として扱われ、課税対象所得から100パーセント控除することができなかつた。すでに、ベネズエラなどでも、同じような考えに基づき所得税を徴収していた。こうしたことの背景に、石油会社にとっても、ロイヤリティの値上げよりも所得税導入の方が

受け入れ易かったからであるとされる。

所得税は、1951/52年度^(注4)から徴収が始まられた。その所得税は、当時の財政にどの程度寄与したのであろうか。サウジアラビア政府の1951/52年度の予算書では、「商品に対するザカートおよび所得税」という項目が作られ、金額は1億6000万リヤルが計上されている。その項目にはザカートも含まれているものの、ザカートの額は少なく、その金額のほとんどは所得税であったと考えられる^(注5)。同年の予算書では、石油ロイヤリティは1億8000万リヤルが計上されているので、所得税の額は石油ロイヤリティと同程度でかなりの金額になっている。

翌年度、1952/53年度の予算書になると、「商品に対するザカート」と「所得税」は分離されそれぞれ別の項目に分けて記載され、所得税は3億5000万リヤルが計上されている。以後、オイルショックの時期までは、石油会社からの所得税は、ロイヤリティ収入の2、3倍程度の額が計上されるようになり、石油会社からの所得税は事実上石油収入の中心を成すことになった。1973年のオイルショックの後は、原油生産量、原油価格、そして石油会社の利益などの変化に応じ所得税の額は大きく変化しているものの、予算書の中では、石油会社からの多額の所得税が計上され続けている。1978/79年度の予算書では石油会社からの所得税は880億9200万リヤルが計上され、同年のロイヤリティ収入は270億4200万リヤルであった。

所得税制度が始まった当初は、外国人個人と外国企業の双方に対して所得税が課せられることになっていた。しかし、外国人個人に対する所得税は^(注6)、1975年に発布された勅令

第2表 予算書に見られる所得税の内訳

(単位: 100万リヤル)

年度 ¹⁾ 所得税の内訳	1960/61	1961/62	1962/63	1963/64	1964/65	1965/66	1966/67
石油会社	835.6	1,084.5	1,243.3	1,528.0	1,756.6	2,186.5	2,783.4
非石油企業および 外国人	34.5	33.0	33.0	35.0	36.5	38.0	42.7
	1967/68	1968/69	1969/70	1970/71	1971/72	1972/73	1973/74
石油会社	2,388.8	3,018.8	3,459.3	3,863.5	7,628.2	9,568.8	15,773.9
非石油企業および 外国人	44.0	46.7	62.6	99.5	100.5	105.0	156.0
	1974/75	1975/76	1976/77	1977/78	1978/79	以後、内訳は 公表されず	
石油会社	56,655.0	65,511.9	76,504.0	98,665.3	88,092.0		
非石油企業および 外国人	216.0	190.0	350.0	671.5	1,400.0		

(注) 1) 年度については本文(注4)参照。

(出所) Ministry of Finance and National Economy, *Saudi Arabia, Statistical Year Book, 1966, 1971, 1975, 1982.*

(勅令No.37. 4/5/1395)によって、賃金・給与については所得税の課税は廃止された。1975年は、1973年のオイルショックを経てサウジ政府の歳入が急増し、しかも多数の外国人が国内に流入し始めた時期であった。余裕が生じた財政状態の下で、課税事務の量的増加を避けようとしたのではないかと考えられる。

また、例えば1983年にサウジアラビアにいた外国人の約87%はイスラーム諸国の出身であったように、外国人の大半はイスラーム教徒であったが、大量のイスラーム教徒の外国人が流入したこと、「サウジ人にはイスラームの税であるザカート、外国人には所得税」とした課税区分の根拠を弱め、外国人に対する所得税課税を変更せざるを得ない状況を作り出した一因となったのではないかと思われる。

その後は、外国人個人の場合は、給与所得には課税されなくなったが、個人営業者の事業収入や、医師や弁護士の報酬など、非給与所得に対しては課税が続けられた。

外国企業に関しては、1950年代や1960年代に、石油会社以外の外国企業から実際にどの程度所得税が徴収されていたか不明なところもあるが、サウジアラビアの国内で操業していた外国企業は少なく、石油会社以外の外国企業や外国人に課せられた所得税の総額はあまり多くはなかった。

第2表に示したように、予算書の中では1960/61年から1978/79年までは、「石油会社に対する所得税」と「非石油企業および外国人に対する所得税」は、それぞれ独立した別の項目として分けて記載されていた。それを比較すると、「非石油企業および外国人に対する所得税」は非常に少なく、その額は、1960/61年と1961/62年については、それぞれ、所得税総額の3.97%, 2.95%程度であり、1962/63年以降も0.3%からの2.5%間で推移しており、「非石油企業および外国人に対する所得税」は、金額的にはごくわずかであったことが見て取れる。

こうした事実からも、1950年の所得税の導入は、サウジアラビアで原油を採掘していた外国系の石油会社から資金を吸い上げることを狙いにして始まったことが理解できるであろう。

非石油分野の外国企業に対する課税率(IV節参照)は2000年まで変わることなく続いたが、石油会社(アラムコ)への所得税の課税率は大きく変わっている^(注7)。法律上は、1950年に所得税法が発布された後、同年に勅令(勅令No.7634)が出され、石油会社(アラムコ)への所得税の税率は50%となった。そして、1970年には、勅令(勅令No.20/10/90H)によって5%上積みされ55%の課税率に引き上げられた。オイルショック後の1974年には、65%に引き上げられ(勅令No.65)、さらに同年11月1日からは85%に引き上げられた。この繰り返された石油会社(アラムコ)への課税率の引き上げにより、第2表にも示したように、石油会社からの所得税収入は飛躍的に増加していく。

一方で、「非石油企業および外国人に対する所得税」もオイルショック以降急速に増加していくが、それでも、1978/79年について見てみると、「非石油企業および外国人に対する所得税」は14億リヤルしかなく、これは所得税総収入の1.6%を占めているに過ぎない。所得税全体の中では、石油会社からの所得税がほとんどを占め続けていたことが理解されよう。1979/80年度以降は、予算書の中で、所得税は、「石油会社」と「非石油企業および外国人」の双方を併せて「所得税」として一括して立項されるようになり、所得税額の内訳は明らかにされなくなる。

税収の中では、「非石油企業および外国人」から徴収される所得税よりも、サウジアラビ

アの財政に寄与したのは関税収入であった。関税は、予算書では、1960/61年度には1億4640万リヤルが計上されている。同年度の「非石油企業および外国人に対する所得税」は3450万リヤルであった。さらに、1970/71年度の関税は2億9200万リヤルで、同年度の「非石油企業および外国人に対する所得税」は9950万リヤルであった。いずれの年度も関税収入の方が額は大きくなっている。以後も、関税収入は1980/81年度には23億3740万リヤル、1990/91年度には70億万リヤルと増加し、サウジアラビア財政の中では、非石油収入の重要な項目になったのである。

III サウジアラビアにおけるザカートの徴収

ザカートは、イスラームの信仰の柱である6信5行の一つであり、もともとは、金銀を含む通貨、家畜、農産物、商品などの保有財産に対し賦課された。その賦課率と賦課の条件はイスラーム法で規定され、保有高などに基づき計算される。現代のサウジアラビアでは、企業に対しても、その資本や利益などに対し課せられている。イスラームの教えではザカートの支払いはイスラーム教徒にとって義務とされており、サウジアラビアでは税務当局によって強制的に徴収されている。しかし、ほとんどのイスラーム諸国では、実際には、任意で拠出されており、また全員が支払っているわけではない。このため、ザカートは、一般的には、「お布施」ないしは「施し」的なものとして理解されることが多く、日本語では通例「喜捨」あるいは「救貧税」とい

う詰語が当てられている。

なぜ、この「喜捨」が、サウジアラビアでは税金として位置づけられ、強制的に徴収されてきたのであろうか。このことを理解するカギは、初期イスラーム時代にアラビアで行われていた税制の中に見つけることができる。

預言者ムハンマドによって作られたイスラームの教団国家（ウンマ）の支配領域がアラビア半島に限られていた初期イスラーム時代、西暦7世紀前半、のアラビアでは、ザカートはイスラーム国家の主要な公租として位置づけられていた。

初期イスラーム時代におけるザカートについて、嶋田襄平氏は「ムハンマドはメッカの時代からザカートを信者の重要な徳目の一つとし、その支払いを絶えず呼びかけていたが、それは決して強制的なものではなかった。しかし、ムハンマドは630年以後、新たにイスラームの教えに従ったアラブに、サダカの名で家畜とナツメヤシの一定率の支払いを強制し、アブー・バクル以後その制度化が進められ、後に確立したイスラーム法では、これをザカートと呼ぶようになった。……このようにザカートは、イスラーム教徒に課せられた事実上の財産税で……」と述べている^(注8)。また、柳橋博之氏は「聖遷後、マディーナにおいて、マッカ（一般的にはメッカ）から逃れてきた信徒の保護やマッカとの戦争に多大の出費を要するようになると、ザカートは義務的な性格を帯びはじめ、さらに630年のマッカ征服後、クライシュ部族との和解に出費が必要になったため、租税制度として確立されるに至った。もっとも当時はその具体的な規定は完備していなかったが、初代カリフ、アブー・バクル（在位632～634年）以後その整備も進み、イスラ

ム法において細かい規則が定められるに至った」^(注9)と記している。このように、初期イスラーム時代にザカートは教団国家ウンマの財政を支える公租の役割を果たすようになったのであった。

ナツメヤシは、イエメンを除くアラビア半島では主たる農産物であり、アラビアでは主食の役割も果たしてきた。ザカートの徴収は、農業、牧畜業、商業など当時の主たる産業を踏まえて、行われたのであった。

初期イスラーム時代、メディナを中心として形成された教団国家ウンマの財政収入では、ザカート以外にもフムス（戦利品の5分の1）、そして非イスラーム教徒であった啓典の民ジンミー（キリスト教徒とユダヤ教徒）に課せられた人頭税ジズヤも、重要な構成要素となっており、これらの三つ、ザカート、フムス、ジズヤが教団国家の財政収入を構成する柱となっていた^(注10)。

土地税はどうなっていたのであろうか。教団国家ウンマの本拠地であったアラビアでは、初期イスラーム時代には、土地そのものに対する課税はなかった。嶋田氏は「アラブは大征服時代にサワード（イラク地方）で初めて土地に対する課税を知り、征服地の住民に人頭税と、収穫のほぼ半分に当たる地租とを課した」と記し^(注11)、さらに、嶋田氏は、ドゥーマ・アル・シャンダル遠征のあったイスラーム暦6年8月以降「Khaybar, FadakおよびWādi al-Qurāのユダヤ教徒は、彼らの生産するナツメヤシの半分を徴収された。これは理論的にはカリフ・ウマルがサワードではじめて徴収したハラージュの起源となるが、ムハンマドの場合にはそれはあくまで生産物に対する課税であって、土地に対する課税という性格は

全然認められない」と記している^(注12)。ハイバルなどのユダヤ教徒から徴収された「ナツメヤシの半分」は広い意味で地租とみることも可能かもしれないが、いずれにせよ、当時のアラビアでは、全体的にみれば、土地への課税は一般的ではなかったものと考えられる。

土地税が、アラブ・イスラーム国家の主要な歳入源になるのは、アラブ・ムスリムたちがイラク、シリア、エジプトなどを征服し、アラブ・ムスリム軍によって征服された征服地からの地租が国庫に入るようになってからのことである。後の時代、ウマイヤ朝やアッバース朝の時代には、土地税がアラブ・イスラーム国家の財政収入の中心になったものの、アラブの大征服が始まる以前の時代のアラビアでは、教団国家は土地税を徴収していなかった。

アラブ・ムスリムたちは、征服地の最終的な所有権は国家に帰属するとして、土地税を課す根拠としたのであったが^(注13)、イスラームの教団国家ウンマの本拠地であり、教団国家によって軍事的に征服されたわけではなかったメッカ、メディナのあるアラビアの中心部では、土地税は普及しなかった。その後の時代も、アラビアの地方領主などによって土地税が徴収されたことはあったが、土地税は制度として確立されることはなかったのであった。

さて、それでは、なぜこうした初期イスラーム時代の税制が、現代のサウジアラビアで行われるようになったのであろうか。その答えは、サウジアラビアの現在の王国が、その起源を18世紀半ばに始まった第1次サウード朝に置いており、そのサウード朝が初期イスラーム時代の制度を取り入れたことの中に見

出すことができる。

現在のサウジアラビア王国は、1744/45年に始まった第1次サウード朝を、その起源とする。この第1次サウード朝は、イスラームの一派ワッハーブ派の創始者ムハンマド・ブン・アブド・アル・ワッハーブと、当時ナジュド地方の町ディルイーヤの領主であったサウード家のムハンマド・ブン・サウードとの提携によって、その王朝の基礎が築かれた。そしてその後も、サウード家は、ワッハーブ派と一緒にってその勢力を拡大し、第1次サウード朝の統治を確立したのであった。

サウード家とワッハーブ派との提携によって、第1次サウード朝は、その国家理念としてワッハーブ派イスラームの教え、つまりワッハーブ派のイスラーム法を採用することになる。以後、ワッハーブ派のイスラーム法はサウード朝国家の法的根幹を成すことになり、それは第2次サウード朝、そして今世紀初めに始まった現王朝である第3次サウード朝へと受け継がれた。

現在のサウジアラビア王国も、サウード朝の流れを踏まえたイスラーム国家として自らを位置づけている。イスラームはサウジ国家の統治理念として位置づけられており、ワッハーブ派の影響も続いている。サウジアラビアの国家基本法には、その第一条に「サウジアラビアの憲法はコーランとスンナである」と記されている。このことは、サウジアラビアはイスラームの教えを国是としイスラーム法の下にあることを示しているが、同時に、そこでは、コーランとスンナの時代、すなわち初期イスラーム時代のイスラームの教えが重視されていることをも示している。ハンバル派の系譜に属するワッハーブ派の特徴は、

初期イスラームの時代、すなわちコーランとスンナの時代を重視することにあるが、「サウジアラビアの憲法はコーランとスンナである」と記されているように、現代ではワッハーブ派色は弱まっているとはいえ、ワッハーブ派の精神は現代の国家理念にも大きな影響を与えていているのである。

さて、ワッハーブ派イスラームの教えを国家理念としたサウード朝は、その税制においても初期イスラーム時代の税制を、イスラーム国家にふさわしい税制であるとして採用した。こうして、第1次サウード朝では初期イスラーム時代と同じように、ザカートの徴収が行われ、ザカートは公租として主たる財源の役割を果たすこととなったのであった^(注14)。サウード朝は、途中2回の中斷をはさみつつも、今世紀初めには第3次サウード朝として復活し、1932年には国名をサウジアラビア王国と変え、現在に至っている。国名は変わっても、ザカートは、イスラーム国家であるサウジアラビアの税制の軸を成すものとして位置づけられ、その額は少ないものの、現在に至るまでザカートの徴収は続けられているのである。

すでに述べたように、ザカートはわが国では「喜捨」や「救貧税」と訳されることも多く、またその用途が困窮者を救うため、あるいはアッラーの道つまりイスラームのために用いなければならないとされるため、お布施的なものと理解されることも多い。しかし、サウジアラビアでは、ザカートは一定以上の財産を持っているサウジ人とサウジ企業に対し課せられる公租としての役割を果たしてきたのである。

サウジアラビア政府は、ザカートをはつき

りと税であると規定したこともある。サウジアラビア政府が1955年にハーグの国際司法裁判所に提出した英文の文書の中では、ザカートは財産税(Property Tax)であり、任意に納められる寄付金ではなく税金であると明記されている^(注15)。もっとも、この場合の税金とは、イスラーム国家としてのサウジアラビアにとっては税金とみなすことができるということであって、今日、日本において徴収されている税金と全く同じ物と見ることはできないし、また、サウジアラビア政府がザカートを純然たる税金として位置づけていたかどうかについても議論の余地があろう。しかし、いずれにせよ、サウジアラビアの歴史の中では、ザカートは財政収入の軸となり、実質的に税金に近い役割を果たしてきたことは事実である。

また、制度上も、ザカートの徴収は、財政国家経済省の「ザカート・所得税局」(maṣlaḥat al-zakā wa al-dakhl) が管轄しており、税金として取り扱われている。企業へのザカートの課税はザカート・所得税局が行い、また家畜の所有者に対しザカートが徴収されるときも、このザカート・所得税局から、家畜の所有者のもとにザカート徴収官が派遣され、その徴収官の手でザカートが徴収されている^(注16)。このザカート・所得税局は、同時に、外国人への所得税の課税、そしてサウジアラビア国内で活動する外国法人、および合弁企業の外国人持ち分に対する法人税の課税を管轄している徴税機関でもある。つまり、制度的に見ても、ザカートは「お布施」として宗教関係の省庁あるいは機関が担当し徴収するのではなく、公租として税務担当部局が担当している。

以上のことから、ザカートは、サウジアラビア政府によって、税金と同等の範疇に分類され、国家歳入に充てられる税金と同等のものとして位置付けられてきたことが了解されよう。サウジアラビアについては、ザカートの訳語として「救貧税」を充てることには一理あるが、その訳語として「喜捨」を充てることは、ザカートについての誤解を生むもととなり、適切な訳語とは思えない。

ザカート徴収の原則はイスラーム法で定められているが、サウジアラビア政府は、別途ザカートに関する勅令や省令などを出し、その中でザカートの徴収について具体的に定めている。古いものでは、1925年9月9日にアブドル・アジーズの名前で出された布告がある。その布告は、家畜や農産物・果実などからザカートを徴収することを告げ、その率を告示している。これは、サウード朝がヒジャーズ地方を支配下に治めつつあった時期に出されたもので、そのねらいは、主に、新たに支配下に置かれことになったヒジャーズ地方を対象に、政府によるザカートの徴収を告知することにあったものと考えられる。

1950年に所得税制度が導入されたが、所得税の導入とあわせてザカートの徴収に関する法制度も整えられた。1951年には、所得税施行規則(省令No.340)とザカート施行規則(省令No.393)が発布され、新設の所得税とザカートとの関係が明らかにされた。所得税施行規則の中では「外国人と外国の会社は所得税の対象となり、サウジ人はザカートの対象となり所得税は課税されない」旨が規定され、また、ザカート施行規則の中では「すべてのサウジアラビアの企業ないしは個人は、男性ないしは女性にかかわらず、また、成人、未

成年、ないしは法的無能力であるかどうかにかかわらず、イスラーム法の定めるところに従い、毎年イスラーム暦の終わりにザカートを支払う義務を負う」と規定されている。サウジ人はそれまでもザカートの対象になっていたが、この二つの規則により、サウジ人とサウジ企業にはザカートが課せられ、新設の所得税の対象は外国人と外国企業であることが明らかにされた。

このザカート施行規則は、ザカートが課せられる対象についても定めている。それによると、ザカートが課せられるのは、資本と資本から得られたもの、事業、商業、資本資金上の取引、配当などで得られた収入、そして商品と(販売目的)資産などが、家畜や農作物とともに、あげられており、ザカートは企業や個人の経済活動から得られたものに対しても課せられることが示された。

ザカートに関する勅令や省令は、その後も出されている。1956年に出された勅令(勅令No.17/2/28/577)と1963年の勅令(勅令No.61/5/1)では、合弁企業への賦課方法などが定められた。また1972年のザカートの査定に関する通達(通達No.2/8443/2/1)では、査定方法を統一することが定められている。そして、ザカートの徴収は、1992年に発布されたサウジアラビアの国家基本法の中でも定められている。

さて、1963年に出された勅令(勅令No.61/5/1)では、ザカートの使途について、ザカート・所得税局が徴収したザカートは、徴収後に、その全額が新設の社会保障局(*maṣlahat al-damān al-ijtimā'i*。労働社会省)に送金されると定められた。そして、オイルショック後の1976年にはザカート徴収に関する勅令(勅令

No.M/76) が発布され、その中でザカートの徴収に関しては、ザカート額の半分を徴収し、残りの半分は支払い者が直接ザカートを必要としている者たちに分配すると定められた。この規定により、政府によるザカートの徴収が緩められることになった^(注17)。これらの勅令は、石油開発が進み石油収入が増加し、財政的に余裕が出てくるにしたがい、ザカートの取り扱いが若干変化してきていることを示している。しかし、制度としては、その骨組みは現在に至るまで維持されてきており、ザカートは、現在でも所得税と対を成すものとしてサウジアラビアの税制の中で位置づけられている。

IV 国家財政における石油収入と税収

サウジアラビアの財政は、石油収入を中心構成されている。1950~51年に税制改革が行われ、ザカートと所得税から成る制度が始まった。所得税制度は、国家の歳入を増やす目的で始まったものであるが、その後、国家財政と税収・石油収入との関係はどのように推移したのであろうか。

まず、石油収入から見ていこう。サウジアラビアの場合は、石油収入はどのようなものから構成されているであろうか。石油収入とは定義のあいまいな言葉であるが、石油収入を、鉱区・油田と石油産業から政府が得ていた石油関係収入の総体を指すこととすると、まず、石油ロイヤリティ（生産された原油に対し、1バレル当たり一定の率が課せられた）をあげることができる。そして、石油会社からの

所得税も、所得税そのものが石油会社から資金を吸い上げる目的で始まったように、石油収入の一部を成している^(注18)。また、小額ではあるが、石油製品への税もある。これらが石油収入の項に分類されよう。

石油収入は、石油開発の進展とともにその額が増加した。サウジアラビアで、コマーシャルベースでの原油生産が始まったのは1938年のことであるが、それから10年近くが経過した1947/48年度の予算書では、すでに石油収入が歳入全体の3分の2以上を占めるようになっている（第3表参照）。石油収入はその後も増え続け、石油会社への所得税の導入、油田開発の進展、原油価格の上昇、オイルショック、利益分配率の見直しによるサウジ政府の取り分の増加、そして石油産業の国有化の進展などによってその絶対額は大幅に増加していく。歳入全体に占める石油収入の割合も、1960/61年度予算では77.0%になり、1970/71年度には86.7%になっている。第二次オイルショック直後の1980/81年度の予算では、歳入に占める石油収入の割合はピークに達している。1982/83年度には原油価格低下と輸出量の減退を受けて石油収入は減少し、予算書における石油収入の割合も減少したものの、1983/84年度以降現在まで、70%から90%前後の高率で推移している。

一方で、第3表と第2表からは、一般の税収（ザカート、石油会社を除く所得税、関税）の割合が少ないことが見て取れる。なぜ、税収はあまり増加しなかったのであろうか。

第一の理由は、ザカート収入が小額にとどまっていたことがある。税制の軸として位置づけられたザカートの額は、経済発展にともなって増加したもの、財政収入全体の中で

第3表 予算に見られるサウジアラビアの財政歳入

(単位：100万サウジ・リヤル)

費目	年度	1947/48	1960/61	1970/71	1980/81	1990
<石油関係収入>						
石油ロイヤリティ		140.0	540.3	1,573.0	58,298.0	19,582.0
石油会社からの所得税			835.6	3,863.5	198,706.0(a) ¹⁾	55,605.5(b)
石油製品への税など				89.0	4.5	2,910.0
その他 ²⁾		4.6		3.5		7,812.5
(小計)		(144.6)	(1,375.9)	(5,529.0)	(257,008.5)	(85,910.0)
(歳入全体に占める石油収入の割合)		(67.4%)	(77.0%)	(86.7%)	(98.3%)	(72.8%)
<石油以外の収入>						
非石油企業・個人からの所得税			34.5	99.5	(a)に合算された	(b)に合算された
その他の直接税 ³⁾		0.212				
関税		25.0	146.4	292.0	2,037.4	7,000.0
運輸・道路・自動車関係諸税・料金		0.2	52.5	57.5	--	300.0
諸手数料・港湾空港諸料金・郵便電話電信収入など		7.76	46.8	140.0	1,283.5	6,305
その他の収入(資産売却・賃料・雑収入など)		15.115	126.1	200.5	1,071.6	17,480.0
鉱山など		0.55				
ザカート		3.15	3.8	6.5	115.0	1,000.0
(うち家畜)		(1.0)				
(うち果物・穀物)		(2.15)				
巡礼料 ⁴⁾		18.0				
臨時ジハード税				55.0		
合計		214.587	1,786.0	6,380.0	261,516.0	117,995.0

(注) 1) 1979/80年以降は所得税の内訳は公表されず、予算書の中では、石油会社と非石油企業からの所得税を合わせ、所得税として記載している。このため、第3表では、その費目を、便宜上、「石油会社からの所得税」の項目に記したが、SAMAの年報などの資料と照合すると、所得税の多くは石油会社からのものであると推定される。

2) 1970/71年は原油パイプラインの利用料。1990年は石油会社収益金。1947/48年についてはPetroleum value from Oil Companyと記されている。

3) 本表では、その他の直接税の中に含めたが、1947/48年度の予算書には土地税real estate tax, al-darība al-'aqāriyyaの項目があり、20万リヤルが計上されている。金額的には、ザカートの10分の1でありごくわずかであるが、この土地税が具体的に何をさしているのかは不明である。

4) 関税と巡礼料は、内陸部のナジュド地方で建国されたサウード朝が、後の時代に紅海とペルシャ湾に面した海岸部地域を支配下におさめたこと、とりわけ1920年代半ばに二聖地メッカ、メディナとジェッダのあるヒジャーズ地方を支配するようになったことによって、以後、歳入の軸となったものであり、石油開発が始まったときにはザカートに代わり財政収入の中心になっていた。ザカート収入自体は315万リヤルと少ない。これは、地方で徴収されたザカートのかなりの部分がその地方の費用に充てられて、国家予算に計上されなかつたためではないかと思われる。このように、実際のザカート収入は、国全体として見れば、本表に示された額よりも多かった可能性があり、また当時のザカート徴収の実体については不明な点が多いものの、いずれにせよ、ザカート収入はあまり多くなかったことは確かである。

(出所) Ministry of Finance and National Economy, Saudi Arabia, Statistical Year Book, 1965, 1975, 1982, 1991. より筆者作成。1990年度予算は、1991年度と合わせて1990/91年度予算として発表された。しかし、統計年鑑の中では2年予算を2等分し、1990年度予算として表示してある。

見るとその額はわずかであった。歳入全体の中で占める割合がもともと少なかったザカート収入は、石油収入の大増加により年々財政規模が膨らんでいく中で、その割合はだ

いに小さくなり、無視しても良いほど少ないものになってくる。

ザカート収入が小額であったのは、ザカートの賦課率がイスラーム法で低率に定められ

ていたためである。サウジ企業に対し課せられたザカートは、賦課の対象となるのは資本金（年度初めまでに払い込まれたもの）、純利益、前年の繰越利益（資本金への追加と見なされる）、準備金（労働規則などで定められた退職準備金は除かれる）、貸付金額（資本金の一部と見なされる）などであり、また、製品や在庫商品も年度末に評価査定され賦課の対象となる。もっとも、工場、機械、建物、土地、事務用品などの生産や業務に必要なもので、かつその企業が売却する事がないもの（売却の対象となるものは商品と見なされる）は、賦課対象からはずされている。これらの賦課対象が査定の対象となるが、査定額に対し2.5%しか賦課されない。

このようにザカートはその賦課率が低く、また民間企業の発達が遅れていたため、サウジ企業から徴収されるザカートの総額は大きな額にはならなかった。農産物、畜産物からのザカートもたいした額ではなかった^(注19)。

サウジ人個人に課せられたザカートは、どうであったろうか。ザカートは、所得税ではなく、財産税的な性格を持つものであり、主に個人が保有している金融資産に対し査定した後賦課される。所得税ではないが、所得を得て財産が増えれば、その財産に対し一定の期間後賦課される^(注20)。しかし、財産税的な性格があるとはいえ、本人が居住している住宅など、生活に必要なものはザカートの対象にならない。

このようにザカートは、所得に対し課せられるものではないため、給与からの天引きなどはできない。わが国の例を見るまでもなく、銀行預金や株式など、個人の保有する金融資産の総額を税務当局が捕捉するのはきわめて

困難であり、税務当局が個人の資産を査定しザカートを徴収するのは不可能に近いことである。このため、ザカートの納付は個人の意思に基づいて任意で行われている。また、個人に対するザカートの賦課率は、普通の場合は保有資産の2.5%と低い（注20参照）。これらのことのため、納付されるザカートの総額はあまり多くなく、財政歳入に占める割合も低くなっている。

所得税はどうであったろうか。石油会社を除く外資系企業や外国人から徴収された所得税の割合も少ない（第2表参照）。所得税制度は、石油会社への課税を目的として始まったため、ザカートと比べ税率が高く設定されている。石油会社を除く外資系企業への所得税の税率は、西暦2000年までは、1950年の所得税法の中で定められた課税率が適用されてきた。その所得税法に記載された課税率を見てみると、課税率は企業の収益額によって異なっている。規定では、100万リヤル（現在のレートで約27万ドル）以上の収益のある場合にはその収益に対し45%の課税率となり、50万リヤルから100万リヤル（約13万～27万ドル）の場合は40%，10万リヤルから50万リヤル（約2万7000～13万ドル）は35%，10万リヤル（約2万7000ドル）未満は25%の課税率となると定められている。

このように所得税の課税率は高いが、それにもかかわらず税収が増加しなかったのは、外国からの投資が進まなかつたことを示している。第2表にも示したように、この所得税は、その絶対額が1970年代には大幅に増加しているが、歳入全体の中で見るとその額はわずかであり、財政の柱にはならなかった。ザカートと同様に、1970年代には、歳入全体の

中の割合も年とともに下がる傾向が認められる。石油会社を除く外資系企業や外国人から徴収された所得税額を、石油会社からの所得税額と比較して見ると、1960/61年には石油会社からの所得税の4%程度であったが、その割合は次第に減少し、1970年代になると1%前後に下がっているのである（第2表参照）。

サウジアラビアの国内には600万人前後の外国人が存在している。外国人の多くは、単身で、いわば出稼ぎとしてサウジアラビアに働きにきており、家族とともに住んでいる外国人は少ない。したがって、600万人前後の外国人の大部分は働いていることになる。1950年の所得税法は、外国人から所得税を徴収すると定めていたが、すでに述べたように、1975年の勅令で外国人個人の得ている賃金・給与に対する所得税は廃止されたため、大量の外国人が存在しているにもかかわらず、税収にはほとんど寄与していない。

サウジアラビアでは、石油開発の進展とともに経済も発展し、そして、1973年のオイルショックを経た1970年代後半以降、その経済は飛躍的に発展した。経済の発展とともに国家の制度や組織も大きく発展・変化していくが、税制の骨組みには大きな変化はなかった。個人や民間企業の経済状態は好転し、民間企業は質的にも量的にも発展したが、サウジ企業とサウジ人からは土地税も所得税も徴収されず、低率のザカートのみが徴収されてきた。石油産業は別にして、非石油分野については、外国企業による投資も少しづつえて課税対象となり得る合弁事業も数の上では増加しているものの、税収面での寄与はなかなか増加しないのが現状である。しかも、その合弁事業に対しては、投資促進のために一

定期間の免税制度が作られている。多数の外国人の存在も、税収にはほとんど寄与していない。こうして、経済は発展したものの非石油分野の税収はあまり伸びず、石油収入以外の歳入は財政の柱になるまでにはいたらなかった。けっきょく、石油収入が歳入の大部分を占める歳入構造ができあがり、その状態は現在まで続いている。

V 税制の問題

こうした歳入構造はさまざまな問題を生んでいる。第4表にも示したように石油収入への依存度が極めて高いため、財政は、国際マーケットでの原油価格変動と石油消費国での原油需要増減の影響を受け易く、構造的な不安定要因を抱えている。そして、石油経済の下で、財政歳出が国内経済を牽引する役割を果たしているため、国内経済も原油価格動向の影響から逃れることができない。これまでも原油価格は上下の変動を繰り返しており、石油収入への高い依存度が続けば、国内経済は安定せず、そのことは政治にも影響し、政治の先行きに対する潜在的な不安定要因となっている。

また、ザカートを軸とした税制の下では、個々の企業や個人からの徴税額は少ない。今後、国内の民間経済が発展するとしても税収の伸びには限りがあり、税収の財政への寄与はあまり見込めない。もちろん、民間経済が発展すれば何がしかの収入増にはなろうが、金額的には多くを期待することはできない。一方で、石油産業は、様々な形で国庫に寄与しており、石油産業は国内経済の柱として位

第4表 財政歳入と石油収入

(単位：億ドル)

年度	1996	1997	1998	1999	2000
歳入					
予算	350	439	476	323	419
決算	479	548	378	393	
実質石油収入(推定)	356	430	300	320	600
石油収入/決算 (%)	74	78	79	81	

(出所) 筆者作成。

置づけられている。こうした財政上の位置は、国内の産業政策にも影響を与えていている。

現在、政府は、石油産業を、外貨を獲得する輸出産業と位置づけ、その育成に努めている。ジュベイルやヤンブウなどの臨海工業団地には多数の石油化学プラントが立地し、生産された石油化学製品はアジアなどに向けて輸出されている。非石油部門の工業化も進められているが、その主眼は、経済の多角化を図ることと同時に、工業化によって雇用機会を創出することにも高いウェイトが置かれている。非石油部門の工場の約半数はリヤード周辺に立地していることがそのことを示している。リヤードは、ペルシャ湾から400キロ前後、紅海岸からは900キロ程内陸部に位置しており、そこからは、非石油部門の工業化では、輸出は主要な目的ではないことが見て取れる。政治の中心部である内陸部で、工業化を推進し雇用機会を創出しようとする意図が読み取れよう。政府としては、石油産業を育成し財政収入の道を確保し、非石油部門の工業化には雇用機会の創出を担わせようとしている。工業化をめぐるこうした政策は、工業化の成否にも大きな影響を与えるものと考えられる。

さらに、ザカートと所得税から成る税制の二重構造は、経済のグローバル化の流れの中で、サウジ経済の閉鎖性を示すものとして、

海外から批判されている。この制度が始まつた当初は石油会社以外の外国企業はほとんど存在せず、したがって、この所得税は石油会社に対し適用することを想定して作られたのであった。しかし、オイルブームの時代を経て外資系の企業が増え、それらの外資系企業が課税対象になるにしたがい、高率の課税率が問題とされるようになってきたのである。すでに述べたように、サウジ企業に対し課せられるザカートの率はきわめて低いのに対し、外資系企業への所得税の税率は高く、このことは、サウジアラビアに進出する外資の製品のコストに跳ね返り、外資の競争力を著しく損なうと考えられている。

例えば、資本金1億円で10億円の純益があるサウジ企業と外資系企業について単純計算をしてみると、ザカートの場合は、11億円の2.5%は2750万円であり、一方で所得税の場合は、10億円の45%は4億5000万円となる。これは、あくまで単純計算の結果を比較しただけであるが、税額に大きな差があることは明らかであろう。こうした税率の差は外国企業による投資を制約する要因となってきた。

この所得税の税率に関しては、西暦2000年になって外資の投資に関わる制度の改革が発表され、その中で、外資系企業に対する所得税の税率も低減されることになった。報道に

よると、1年間の利益が10万リヤルから50万リヤル（現在のレートで約2万7000～13万ドル）の会社は現在の35%から20%に課税率が下げる、50万リヤルから100万リヤル（約13万～27万ドル）の会社は現在の40%から25%に下げる、100万リヤル（約27万ドル）以上の年間利益のある会社は現在の45%から30%に下げるとしている。この改革によって最高税率が以前の45%から30%に下げるなど、海外からの批判に対応し税率の改善を図ろうとしたことが認められる。ザカートについては変化はないが、新しい所得税率が、海外からどのような評価を受けるのか、気になるところである。

VI おわりに

ザカートの制度は、サウジアラビアの財政構造に大きな歪みをもたらす要因となっているし、また外資の導入を進めるうえでも障害となっている。この制度を変えることは可能であろうか。外国企業にザカートを課すことにはできないであろうから、制度を変えるとすると、サウジ企業とサウジ人に所得税を課すことになろう。しかし、それはきわめて困難であると思われる。

政府はザカートを税として位置づけている。二重課税を避けるという考えに基づけば、ザカートを廃止しない限り、サウジ人とサウジ企業に所得税を課すのは困難である。また、ザカートが、イスラーム法に定められた税として位置づけられていることも、問題を複雑にしている。サウジアラビアの国家基本法の第一条で「サウジアラビアの憲法はコーラン

とスンナである」と定められているように、サウジアラビアはイスラームの教え、とりわけ初期イスラームの教えを国是とした、イスラーム国家であると自らを規定している。ザカートは、イスラーム国家サウジアラビアが建国されて以来、租税としての役割を果たしてきたが、サウジアラビアがイスラーム国家でありつづけている限り、ザカートを軸とする現在の公租制度を変えることは困難であると思われる。公租の制度を変えることなくして、サウジアラビアの経済と財政の展望は開けるのであろうか。

サウジアラビアは、当面、現在の税制の骨組みを維持していくと考えられる。GCC諸国での関税統一の中でサウジアラビアの関税率が引き下げられる傾向にあるので、関税収入は、将来その伸びが押さえられることが予想される。現在の税制を続けていく限り、政府の税収は、今後も大幅に増える見通しはないと言えよう。当面、石油収入に依存した歳入構造が続くことになろう。

（ふくだ さだし／地域研究第2部部長）

(注1) アラビア語では、「ザカー」と発音するのが正しいが、ここではわが国での慣用に従い「ザカート」と記すこととする。

(注2) 一般的には、サウジ資本100%の企業も合弁企業も、サウジアラビアで登録されていれば広い意味でサウジ企業と見ることもできようが、本稿では混乱を避けるために、特に記さない限り、すべてのパートナーおよび株主がサウジ人から成っている企業、つまりサウジ資本100%の企業を「サウジ企業」とし、パートナーおよび株主に非サウジ人が加わっているものを「合弁企業」とする。

(注3) その他の税としては、サウジアラビア政府の予算書の歳入項目の中では、道路税 (dariba al-

turq) が挙げられている。道路税は1988年に新しく項目が立てられたものである。また、石油関係では Duty Oil Productsがあるが、これは本稿では、政府歳入の中の石油収入に区分する。予算書の歳入項目の中では、その他に、公共料金・手数料も挙げられているが、本稿では、税金としては取り扱わない。

(注4) サウジアラビアの財政年度は複雑である。サウジアラビアはイスラーム暦を採用しており、財政年度もイスラーム暦で表記されている。イスラーム暦の1405/06年度(西暦では1985/86年度)までは、財政年度の1年はイスラーム暦の1年とは合致せず、1会計年度は、イスラーム暦のrajabの月に始まり、翌年のjumādā al-ākhira月の末日で終わるよう決められていた(Saudi Arabian Monetary Agency, *Statistical Summary, 1408 <1988>, Riyadh, 1988, p.109.*)。

1986年に対応方法の切り替えが行われた。1986年度以降は、表記はイスラーム年で表記されたものの、その年度は西暦にはほぼ対応するようになり、前年の12月31日からその年の12月30日までの12ヶ月が

1年度となった。1月1日から12月31日までを1年度としなかったのは、キリスト暦である西暦に一体化することを嫌ったためではないかと思われるが、本稿では、例えば1998年12月31日から1999年12月30日までの1年度を、1999年度として表記した。

また、本稿の中ではイスラーム暦1367年度の予算について取り扱ったが、西暦1950年代以前の会計年度については不明な点も多いため、1367年度の予算については、とりあえず西暦の1947/48年度を対応させて表記した。財政年度は、西暦2000年度から、1月1日-12月31日に改められ、西暦と一致するようになった。

本稿ではイスラーム暦のままでは分かりづらいので、筆者が西暦の会計年度に換算し表記した。元のイスラーム暦の財政年度を知る必要があるときのために、下に、イスラーム暦の会計年度と西暦の会計年度との対照表を掲載する。

(注5) 「商品に対するザカートおよび所得税」の金額のほとんどは石油会社から徴収することを予定していたもので、その中のザカートの額はわずかであったと推定される。翌年度、1952/53年度の予算書

イスラーム暦の会計年度と西暦の会計年度との対照表

イスラーム暦	西暦	イスラーム暦	西暦	イスラーム暦	西暦	イスラーム暦	西暦
1378/79	1959 ¹⁾						
1379/80	1959/60						
1380/81	1960/61						
1381/82	1961/62	1391/92	1971/72	1401/02	1981/82	1411/12	1991
1382/83	1962/63	1392/93	1972/73	1402/03	1982/83	1412/13	1992
1383/84	1963/64	1393/94	1973/74	1403/04	1983/84	1413/14	1993
1384/85	1964/65	1394/95	1974/75	1404/05	1984/85	1414/15	1994
1385/86	1965/66	1395/96	1975/76	1405/06	1985/86	1415/16	1995
1386/87	1966/67	1396/97	1976/77	1406/07	1986 ²⁾	1416/17	1996
1387/88	1967/68	1397/98	1977/78	1407/08	1987 ³⁾	1417/18	1997
1388/89	1968/69	1398/99	1978/79	1408/09	1988	1418/19	1998
1389/90	1969/70	1399/1400	1979/80	1409/10	1989	1419/20	1999
1390/91	1970/71	1400/01	1980/81	1410/11	1990 ⁴⁾	1420/21	2000 ⁵⁾

- (注) 1) イスラーム暦の1378/79年度は、西暦の1959年内に納まってしまう。
 2) イスラーム暦1406/07年度については、イスラーム暦・西暦の対応の切り替えのため1年度は短く、西暦の1986年3月12日から12月30日までが1年度である。
 3) イスラーム暦1407/08年度は、西暦の1986年12月31日から1987年12月30日までが1年度であり、以後同様である。
 4) 1990年度と1991年度については、2年分を合わせて発表されたが、統計上は、2等分してそれぞれ1990年度予算、1991年度予算としてある。
 5) 西暦2000年からは、財政年度は1月1日-12月31日に変更された。

(出所) 筆者作成。

の中では、「商品に対するザカート」と「所得税」は分離されそれぞれ別の項目として立てられ、「所得税」は3億5000万リヤルが計上されているが、「商品に対するザカート」は250万リヤルにすぎない。

(注6) 所得税に関する1950年の国王勅令(No.17/2/28/3321)の中では、個人に対する所得税の課税率は次のように定められている。所得総額(給与および投資などからの収入)が6,000リヤル-16,000リヤルの場合は5%, 16,000リヤル-36,000リヤルの場合は10%, 36,000リヤル-66,000リヤルの場合は20%, 66,000リヤル以上の場合は30%。

(注7) ここで示したのはアラムコに適用された税率である。石油会社の税率については、アラムコとゲッティ・オイル、日本のアラビア石油では、多少異なっていたとされる。ゲッティ・オイルと日本のアラビア石油に対しては、それぞれの利権協定などに基づき、別の税率が適用された。アラビア石油の税率も1974年11月以降は85%となった。

(注8) 『イスラム事典』平凡社、1982年、184ページ。

(注9) 柳橋博之「サウジアラビアにおけるザカートの施行」『中東研究』1987年5月号、49ページ。

(注10) ウマイヤ朝時代初期の税制については、鳴田襄平氏は次のように述べている。「ウマル二世の時代に至るまでのアラブ帝国の租税制度の基本的な考え方は、租税とは征服地の原住民が征服者であり支配者であるアラブに納めるものである」ということであった。……それは人頭税と土地税とのほか多種多様の雑税を含むものであった。征服者であり支配者であるアラブは租税を納めることはないが、戦士の義務としてのフムス khums(戦利品の5分の1)と、ムスリムの義務としてのサダカ(救貧税、イスラーム法の用語ではザカート)とが課せられた。」(鳴田襄平『初期イスラーム国家の研究』中央大学出版部、1996年、193ページ)また、ザカートやジズヤの用語については、その語義が現在用いられているように定まったのは後の時代のことであるが、詳しく説明すると煩雑になるので、ここでは、現代の語義を用いて表記した。詳しくは、鳴田襄平、前掲書、を参照のこと。

(注11) 『イスラム事典』、307ページ。

(注12) 鳴田襄平『初期イスラーム国家の研究』中央大学出版部、1996年、108~109ページ。

(注13) アラブ・イスラーム国家がイラク、シリア、エジプトなどの征服地から土地税を徴収する際に、その法的根拠としたのは、それらの土地がアラブ・ムスリム軍によって征服されたという事実であった。イスラーム史における土地税制に関する法的整備は、実際には、アラブ・ムスリムによる土地所有やマワーリー問題などもあり、かなり複雑な過程を経て法制の整備が行われ、イスラーム法として一應体系化されたのは、アッバース朝の初期に完成された国家的土所有の理論によってである。この国家的土所有の理論のもとで、征服地は戦利品であるとして位置付けられ、その究極の所有権は国家に帰すと規定された。この国家的土所有の理論によって、イスラーム国家が、その征服地から、その用益者(実際の所有者ないしは耕作者)がムスリムであるかジンミーであるかに関わりなく、土地税を徴収することができる法的根拠が確立されたのであった。

(注14) 近代のアラビア半島には、少数のユダヤ教徒とキリスト教徒が存在していたものの、その数はごくわずかで、当時の住民のほとんどはイスラーム教徒から構成されていた。このため、ジンミーからのジズヤも主たる財源とはならなかった。実際には、19世紀初頭の第1次サウード朝の財政は、フムスすなわち戦利品の5分の1、ザカート、所有者が政府に反抗したため占領され没収された土地からの収入、そして罰金などから成っていたとされる(Burckhardt, John Lewis, *Notes on the Bedouins and Wahabys*, Garnet Publishing, UK, 1992 (rep.), vol. 2, pp.151-162.)。

しかし、このフムスについては、第1次サウード朝が建国され、その勢力が紅海岸からペルシャ湾岸に拡大していた19世紀初頭にかけての時期には、フムスから得られた収入はある程度の額があったものと考えられるものの、フムスの収入は、國家の拡大、あるいは少なくとも戦争・戦闘を前提としており、国家にとっては恒常にその収入に依存することはできなかった。こうして、近代の時期を通じ全般的に見れば、ザカートが財政収入のなかで主役の役割を果たすようになったのであった。

(注15) Saudi Arabian Government, *Memorial of the Government of Saudi Arabia*, 1955, Saudi Arabian Government, pp.291-327.

(注16) *Arab News*, February 12, 1998.

(注17) 同勅令では合弁企業はこの規定から除かれている。このことは、クウェート、バハレーン、カタルの国民に対してはザカートが課せられることになっていたことと関係があるものと思われる。

(注18) SAMAの年報に収録されている予算書の中には石油収入oil revenuesの項目がある。一方で、サウジアラビアの統計年鑑に記載された予算書には、石油収入の項目はないが石油ロイヤルティや所得税の項目が立ててある。両者を照合すると、SAMAの年報に記載された石油収入の中には石油ロイヤルティと石油会社からの所得税が含まれているのは明らかである。Saudi Arabian Monetary Agency, *annual report 1411/1412(1991)*, Saudi Arabia , 1993.

(注19) サウジアラビアでの主たる農作物であるナツメヤシのザカートの率について記すと、井戸水などを使って人工的に灌漑を施した場合は生産高の5%，それ以外の場合は10%がザカートとして徴収されていた。家畜の場合はザカート率の計算は非常に複雑であるが、保有している家畜数の0.8%から2.5%の間で、課せられた。

(注20) 個人に対するザカートについて、以下に、ある新聞の法律相談のコーナーに載った記事を紹介する。

<質問>もし、ある人物が、一ヶ月に1000サウジ・リヤル(2000年6月現在のレートで日本円で約2万8000円)以上の収入があり、700リヤルを食料や着物などに支出している場合、ザカートを支払う必要があるか？もし支払う必要があるとしたら、給料全体に課せられるのか？

<答え>ザカートが課せられるのは、ある一定額以

上を保有している場合であり、それは85グラムの金に相当する。それはおよそ3500リヤル(日本円で約10万円)以上の金額に相当する。質問でてきたような給与水準の人物の場合、食料や着物以外にも多くを使わなければならない。その者は、彼の両親や家族を助けるために少しの額を送金しているかもしれないし、家賃を支払っているかもしれない。また、時として旅行やピクニックに行くかもしれない。これらのすべてが彼の生活費の一部である。このような本人や家族などの生活に必要な金額は、ザカートを免除される。

ある人が、ザカートが課せられる基準以上の額を保有した時が、彼のザカート日となる。毎年その同じ日に、保有しているものから生活費などを除外して計算し、ザカートが課せられる額以上を保有している場合は、保有しているものすべてがザカートが課せられる対象となる。その率は、普通の場合は毎年2.5%が課せられる。しかし、ある種の財産についての率は、5%ないしは10%となっている(*Arab News*, June 23, 1997.)。

この記事にも示されているように、給与所得を得てその結果保有する現金や金融資産などが増えれば、それはザカートの対象となるが、給与所得そのものに対してザカートが課せられることはない。今日、日本で行われているように、給与所得や原稿料に対し課税が行われ、その税金は給与や原稿料から天引きされるというようなことは、サウジアラビアではありえない。本人が住んでいる住宅やその他の生活に必要なものはザカートの対象とはならず、このため平均的な勤労世帯では、実際には、賦課の対象は現金や金融資産が中心となる。

(注21) *Gulf Times* (internet), July 15, 2000.